

## 独立行政法人農畜産業振興機構ホームページ等広告掲載規程

〔令和元年11月19日付け〕

〔元農畜機第4826号-1〕

改正 令和2年12月23日付2農畜機第5173号-1

令和3年10月11日付3農畜機第3575号

### （趣旨）

第1条 この規程は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）において我が国の農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者又はその構成する団体が機構のホームページ等を広告媒体として活用し、事業広告を掲載する機会を提供することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規程において「広告媒体」とは、機構のホームページその他機構が運営・頒布する広報又は情報発信の手段であって、広告掲載が可能なものをいう。

### （広告掲載の基準）

第3条 広告媒体に広告の掲載が認められる事業者等の範囲及び広告の内容については、別添の独立行政法人農畜産業振興機構ホームページ等広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に定めるとおりとする。

### （広告内容の責任の所在）

第4条 広告媒体に掲載される広告の内容（当該広告のリンクしているホームページ等の記載内容を含む。）についての一切の責任は広告の掲載を認められた者（以下「広告主」という。）が負うものとし、広告掲載の結果、機構又は第三者が損害を受けた場合は、広告主がこれを賠償する責に任ずるものとする。

### （広告掲載の募集）

第5条 広告媒体への広告の掲載の募集は、次の各号に掲げる事項について機構理事長（以下「理事長」という。）が広告媒体ごとに別に定める募集要領（以下「広告募集要領」という。）を機構のホームページ等で公告することにより行う。

#### （1）広告の規格及び掲載位置

- (2) 広告掲載料
- (3) 広告掲載期間
- (4) その他広告掲載に当たり必要な事項

(広告掲載の申込み)

第6条 広告媒体への広告の掲載の申込みは、広告募集要領で定めるところにより、広告掲載申込書を機構に提出することにより行うものとする。

- 2 現に広告主となっている者が、現在の掲載期間の終了後も引き続き広告媒体への広告の掲載を希望する場合の掲載の申込みは、広告募集要領で定めるところにより、広告掲載継続申込書を機構に提出することにより行うものとする。
- 3 第1項及び前項の申込みに際して提出する広告原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による広告の掲載の申込み又は第10条第1項の規定による広告の内容の変更の申出が第3条の広告掲載基準に適合しているか否かの審査、及び第11条第4項ただし書に規定する広告主からの広告の掲載を取りやめたい旨の申出の理由が当該広告主の責めに帰すことのできないやむを得ない事情によるものであるか否かの審査を行うため、機構に広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員長は、企画調整部担当理事をもって充てる。
- 3 審査会の委員は、企画調整部担当の総括調整役、総務部長、経理部長、企画調整部長をもって充てる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する広告の内容に関連する所管の職員を、審査会に参加させることができるものとする。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 6 審査会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。
- 7 前条第1項の規定により提出された広告掲載の申込みについて、審査会による審査の結果、当該広告の内容又は当該広告のリンクしているホームページ等の記載内容が広告掲載基準に抵触していると判断されたときは、理事長は、広告媒体への当該広告の掲載を認めないものとする。

(審査結果の通知)

第8条 理事長は、前条第1項の審査会による審査が終了したときは、当該審査

に係る申込み又は申出を行った者に対して、審査の結果を通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合において、理事長は広告主となる者に対し、必要に応じ広告原稿のデザイン・様式に係る形式的修正を求めるものとする。

#### (広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告募集要領で定めるところにより、広告掲載料を機構の指定する口座に一括で振込みにて納付するものとし、当該振込みに要する経費については広告主の負担とする。

#### (広告内容の変更)

第10条 広告主は、広告媒体に掲載された広告の内容（広告の画像及びリンク先の URL を含む。）の変更を希望するときは、広告募集要領で定めるところにより、広告掲載内容変更申出書を機構に提出することにより申し出るものとする。

#### (広告掲載の取消し等)

第11条 理事長は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、広告媒体への広告の掲載の決定を取り消し、又は当該事由が解消されるまでの間、広告の掲載を停止することができる。

- (1) 広告募集要領で定める期日までに広告掲載料の納付がなされないとき
- (2) 広告媒体に掲載された広告の内容（当該広告のリンクしているホームページ等の記載内容を含む。）が、第3条の広告掲載基準に抵触していることが判明したとき
- (3) 当該広告のリンクしているホームページ等を閲覧することにより、コンピュータウイルス等に感染するおそれがあるとき
- (4) 広告主から広告媒体への広告の掲載を取りやめたい旨の申出があったとき

2 前項第4号の申出は、広告募集要領で定めるところにより、広告掲載の取りやめ申出書を機構に提出することにより行うものとする。

3 理事長は、第1項の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる事由に該当するため広告の掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を停止したときは、広告主に対し通知するものとする。

4 第1項の規定により広告の掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を停止したときは、既納の広告掲載料は返還しない。

ただし、第1項第4号の広告主からの申出を受けて広告の掲載の決定を取り

消す場合であつて、審査会による審査の結果、その申出の理由が天災その他当該広告主の責めに帰すことのできないやむを得ない事情によるものであると認められるときに限り、既納の広告掲載料の返還を行うものとする。

- 5 前項ただし書の規定による広告掲載料の返還は、広告募集要領で定めるところにより行い、利子は付さないものとする。

(広告媒体の停止に伴う広告掲載料の返還)

第12条 機構が自らの都合により広告媒体の運営・頒布を停止したときは、既納の広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定による広告掲載料の返還は、広告募集要領で定めるところにより行い、利子は付さないものとする。

(協議)

第13条 広告媒体への広告の掲載について、この規程に定めのない事項に関し疑義を生じたときは、機構と広告主は誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附 則 (令和元年11月19日付け元農畜機第4826号-1)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年11月19日から施行する。

(令和元年度の広告掲載期間)

- 2 第7条第1項の広告の掲載期間は、令和元年度にあつては令和2年1月1日から令和2年3月31日までとする。

(令和元年度の広告掲載の申込み)

- 3 第9条第1項の広告の掲載の申込みは、令和元年度にあつては令和元年11月19日から2月5日までの間に行うものとする。

附 則 (令和2年12月23日付2農畜機第5173号-1)

この規程の改正は、令和2年12月23日から施行する。

附 則 (令和3年10月11日付3農畜機第3575号)

この規程の改正は、令和3年10月11日から施行する。